# 博物館法施行令 （昭和二十七年政令第四十七号）

#### 第一条（政令で定める法人）

博物館法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

###### 一

日本赤十字社

###### 二

日本放送協会

#### 第二条（施設、設備に要する経費の範囲）

法第二十四条第一項に規定する博物館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

###### 一

施設費

###### 二

設備費

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年八月二四日政令第一九二号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十年七月二十二日から適用する。

# 附　則（昭和三一年六月三〇日政令第二二二号）

この政令は、昭和三十一年十月一日から施行する。

# 附　則（昭和三四年四月三〇日政令第一五七号）

この政令は、公布の日から施行する。